

2018年度 法科大学院

第2期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 除斥又は忌避の裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。
2. 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができる。
3. 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。
4. 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

問2 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
2. 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。
3. 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取消し、又は更正したときは、その効力を生じない。
4. 訴訟代理人の訴訟代理権は、当事者である法人の合併による消滅によって消滅する。

問3 共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。
2. 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。
3. 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。
4. 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合において、共同訴訟人の全員の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

問4 訴訟手続の受継に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。
2. 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。
3. 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。
4. 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合には、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命じなければならない。

問5 訴えの提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 民事調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず、地方裁判所又は簡易裁判所に民事調停の申立てをしなければならない。
2. 家事調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず、家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。
3. 調停を行うことができない事件について訴えを提起しようとする者は、まず、訴えの被告となるべき者に対し、訴えの提起を予告する通知を書面でしなければならない。
4. 調停を行うことができる事件について調停の申立てをすることなく訴えが提起された場合には、原則として、裁判所は、職権で、事件を調停に付さなければならない。

問6 口頭弁論に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
2. 口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は処置に対し、当事者は異議を述べることができない。
3. 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
4. 裁判所は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。

問7 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の

期日外においてすることができる裁判をすることができる。

3. 地方裁判所においては、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることはできない。
4. 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

問8 文書提出命令に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 文書提出命令の申立ては、証明すべき事実を明らかにしてしなければならない。
2. 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。
3. 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
4. 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、原則として、不服を申し立てることができない。

問9 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判決の言渡しは、当事者本人又はその代理人が在廷しない場合においては、することができない。
2. 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。
3. 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見した場合であっても、その判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、変更の判決をすることはできない。
4. 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

問10 上訴及び再審に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対しては、原則として、控訴をすることができる。
2. 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に対しては、最高裁判所にすることができる。
3. 最高裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。

4. 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対して再審の訴えを提起することはできない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 逮捕・勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 憲法は、通常逮捕、現行犯逮捕及び緊急逮捕につき、明文で規定している。
2. 裁判官は、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状請求を却下する。
3. 逮捕が先行していない被疑者に対して、直ちに勾留請求をすることはできない。
4. 勾留された被疑者は、裁判官に対して勾留理由の開示を請求することができる。

問2 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者などが遺留した物の占有を捜査機関が取得する領置に、令状は必要ない。
2. 捜索・差押え許可状には、場所や物の特定が必要である。
3. 捜索・差押え許可状を執行する場合に、同許可状の呈示は必要ない。
4. 逮捕に伴う捜索・差押えに、令状は必要ない。

問3 被疑者の防御に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 弁護人選任権は、被疑者だけでなく、配偶者や直系の親族なども有している。
2. 国選弁護人制度は、被疑者段階と公判段階のいずれにも認められている。
3. 実務上、被疑者の取調べに弁護人が立ち会うことが通例である。
4. 接見交通とは、身柄拘束中の被疑者が弁護人と立会人なくして接見すること等をいう。

問4 訴因に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因は、罪となるべき事実を特定して明示しなければならない。
2. 訴因は、公訴事実の同一性の限度を超えた場合に、変更される。
3. 判例によれば、新旧訴因に記載された具体的事実を比較し、基本的事実関係が同一であれば、公訴事実の同一性がある。
4. 裁判所は、審理の経過にかんがみ適当と認めるときは、訴因の変更を検察官に命ずることができる。

問5 公判期日における手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官は冒頭陳述を行わなければならないが、弁護人が冒頭陳述を行うことはできない。
2. 検察官の証拠調べ請求は、甲号証、乙号証の順に行われる。
3. 実務上、証人尋問は、当事者が交互尋問の方式で尋問した後、裁判官が必要に応じて補充尋問を行う。
4. 証人に対する配慮として、証人を遮へいする措置が採られることがある。

問6 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白とは、自己の犯罪事実の全部又は主要部分を認める被告人の供述である。
2. 学説上、任意性を欠く自白に証拠能力がない根拠につき、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説が対立している。
3. 判例によれば、共犯者が、被告人と共同して犯罪を行ったと供述した場合、補強証拠を要しない。
4. 公判廷における自白には補強証拠を要しない。

問7 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、供述不能（321条1項）には、証人が公判廷で証言を拒絶したときも含まれる。
2. 判例によれば、検証調書（321条3項）には、実況見分調書も含まれる。
3. 判例によれば、鑑定書（321条4項）には、捜査機関から鑑定を嘱託された鑑定受託者の作成した鑑定書も含まれる。
4. 判例によれば、証明力を争う証拠（328条）は自己矛盾供述に限られない。

問8 公判の裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 有罪判決には、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。
2. 有罪・無罪・免訴の判決が確定すると一事不再理の効力が生ずる。
3. 被告人が死亡した場合は、決定で公訴が棄却される。
4. 有罪判決が確定した場合、共犯者にも既判力が及ぶ。

問9 上訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判の確定前にその是正を求めて上級裁判所に不服を申し立てることを上訴という。
2. 裁判員の参加する第1審判決に対しては上訴を申し立てることはできない。
3. 自己に不利益な結論を求めて上訴することは、上訴の利益を欠き許されない。
4. 事後審とは、事件そのものではなく原判決を対象としてその当否を事後的に審査する制度であり、刑訴法の控訴審と上告審がこれに当たる。

問10 GPS捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、GPS捜査は公権力による私的領域への侵入を伴うものである。
2. 判例によれば、GPS捜査は刑訴法197条1項ただし書が規定する強制処分に当たる。
3. 判例によれば、GPS捜査は検証許可状の発付を受けて行う必要がある。
4. 判例によれば、GPS捜査につき立法的措置が講じられることが望まれる。

(解答は全て解答用紙に記入すること)